

法改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

弊行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住居、生年月日等について確認させていただいておりましたが、同法の改正により、平成28年10月1日から、次のとおりお取扱いが変更になりましたので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 主な変更点

(1) 保険証等の本人確認書類のお取扱いの変更について

お客さま等の氏名・住居・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただく場合があります。

(2) 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更について

法人のお取引のために来店される方の確認について、社員証等による在籍の確認ではなく、法人のお客さまへのお電話等の方法により、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。

(3) 法人のお客さまの実質的支配者の確認に係る変更について

法人のお客さまとのお取引の際に、議決権の25%超を直接又は間接に保有する等、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。

(4) 外国の政府等において同法に定められた職位にあるお客さま等とのお取引に係る追加の確認について

外国の政府等において同法に定められた職位^{※1}にある（またはあった）お客さま、そのご家族にあたるお客さま等^{※2}とのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

※1 外国において元首や日本の内閣総理大臣、その他の国務大臣に相当する方等。

※2 同法に定められた職位にある（またはあった）方、そのご家族の方の議決権保有比率の合計が25%超等に該当する法人のお客さまも対象になります。

2. お客さまへの確認事項およびご提示いただくもの（下線：平成28年10月1日からの変更事項）

	確認事項	ご提示いただくもの（原本をお持ちください）
個人のお客さま ^{※1}	氏名・住居・生年月日	○運転免許証 ○旅券（パスポート）等
	職業、取引を行う目的	（窓口等で確認させていただきます）
法人のお客さま ^{※2}	名称・本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ^{※3} ○印鑑登録証明書 等
	事業内容	○登記事項証明書 ^{※3} ○定款 等
	来店された方の氏名・住居・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されているもの

		に加え、電話等により法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)
	当該法人の議決権保有比率の合計が25%超等の <u>個人</u> の方の氏名・住居・生年月日 ^{※4}	

- ※1 ご本人以外の方が来店された場合には、ご本人さまの確認に加えて、来店された方についての氏名・住居・生年月日とあわせて、ご本人のためにお取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。
- ※2 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類（上記）以外の書類のご提示をお願いすることがあります。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等については一部取扱いが異なる場合があります。
- ※3 同法にもとづき登記事項証明書をお持ちになる場合、確認事項は複数ありますが、1通のみで結構です。
- ※4 法人のお客さまとの関係についても確認させていただきます。また、一般社団法人等においては、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方等の氏名・住居・生年月日を確認させていただきます。

3. お客さまへの確認が必要な取引

- (1) 口座開設、貸金庫等の取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込（含む外国送金）
- (3) 持参人払式小切手による10万円を超える現金のお受け取り
- (4) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の入出金・外貨両替
- (5) 融資取引、ローン等の契約

※上記の取引以外にも確認をお願いすることがございます。

4. その他

- ・追加で書類のご提示をお願いすることがあります。
 - ・上記2. の確認事項以外の事項についてご質問させていただく場合があります。
 - ・過去に確認させていただきましたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
 - ・上記2. の事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。
 - ・詳しいことは、窓口にお問い合わせください。窓口にはリーフレットを準備しておりますので、ご利用ください。
- また、同法の改正内容の詳細等につきましては、以下ホームページでご確認いただけます。

■[一般社団法人全国銀行協会のホームページ](#)

■[警察庁（JAFIC）のホームページ](#)